

再検証 町財政の現状

特集 「特別会計」

第3回 ～国民健康保険事業特別会計～

今回は、「国民健康保険事業特別会計」について、健全財政の持続を基本としたまちづくりを推進するため、町民の皆さんとこの特別会計が抱える課題について共通の理解を深めたいと思います。

国民皆保険って何？

日本では「国民皆保険」といって、必ず何らかの公的医療保険への加入が義務付けられています。この制度は国民全員を公的医療保険で保障し、医療機関を自由に選べ、安い医療費で高度な医療が受けられるよう、財源の一部に公費を使うことで、一人ひとりの負担を軽くして皆さんの健康を守っています。

公的医療保険は国民健康保険

（以下、「国保」）など、【表1】

国民健康保険が無かつたらどうなる？

院にかかったとき、発生した医療費は、全額自己負担となります。しかし、国保に加入していると基本的に3割の負担で済みます（年齢や所得などの状況で負担割合は変わります）。例えば、1万円の医療費であれば、3千円で済みます。国保が残りの7割を負担していますが、その費用は皆さんのが毎月納めていた国保税などから支出されます。国保は加入者の町民の皆さんのがお金を出し合って運営している「助け合い」の仕組みです。

突然、大きな病気となり医療費が多額になつても、個人にかかる負担を小さくし、もしもときの助けとなるこの制度は皆さんの健康を守るうえで欠かせないものです。

世帯が全体で548世帯となつ丹町では平成24年度で国保加入

おり、【表2】のとおり道内の平均と比較しても国保加入率が非常に高い町です。

国保制度は、加入者の町民の皆さんに支払っていた国民健康保険税（以下、「国保税」）を主な財源として運営され、足りない分を国、道、町が負担しています。他の公的医療保険と違い、国保は市町村で運営しているので、その会計予算が多くなると町全体の予算にも大きな影響があります。

収支の状況【表3】

【表1】 公的医療保険の種類

分類	運営者	加入できる方
健康保険	・全国健康保険協会 ・各種健康保険組合	企業の従業者や日雇い労働者、船員の方など
共済組合	・各種共済組合	国家・地方公務員や私立学校教職員など
国民健康保険	・市町村国民健康保険 ・各種国民健康保険組合	自営業者や退職者など
後期高齢者医療制度	・後期高齢者医療広域連合	75歳以上の方及び、65歳から74歳の方で一定の障害の状態にある方

【表2】 国保加入率の比較（加入者数／人口）

年度	積丹町	北海道平均
H22	43.1% (578世帯)	27.4%
H23	43.1% (565世帯)	27.5%
H24	42.7% (548世帯)	

國保の運営財源は加入者の町民の皆さんのが負担する国保税分と国、道、町の公費負担分でまかなう仕組みとなっています。加入者同士の支え合いで維持している国保制度ですが、国全体の問題ともなつてている高齢化等による医療費の増加などによって危機的な財政運営となつてゐる自治体が増加していま

また、積丹町の国保会計は、後述する後志広域連合で処理している会計もあるので、全ての医療費について町の国保会計でまかなつてゐるものではありません。

収入の状況は？

国保会計の収入は、大きく3つに分けることができます。

1. 国民健康保険税

建物に応じて課税される部分と、加入者の町民の皆さんに均等に課税される部分から構成されており、国保税は【表3】の下のグラフのように、平成24年度の積丹町の国保会計収入全体の41.1%を占めています。

また、積丹町は国保加入世

帯の55%が低所得者世帯となつており、所得の状況によって7

建物に応じて課税される部分と、加入者の町民の皆さんに均等に課税される部分から構成されており、国保税は【表3】の下のグラフのように、平成24年度の積丹町の国保会計収入全体の41.1%を占めています。

割・5割・2割の3段階の「軽減措置」を行い、税負担を軽減しています。

2. 繰入金

国保特別会計は、その中心の国保税だけで医療費の全ての支出を補つているわけではなく、一般会計からの繰入金で収支を

合わせています。その繰入金は11月号でも触れているように、基準内繰入金と基準外繰入金とに分かれます。

(1) 基準内繰入金

これは、法令等の一定の基準に基づき、必要とされる費用について一般会計からの繰入が認められているものをいいます。

国保会計では次の5つに分かれています。

①. 保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）

所得の低い世帯に、町が国保税を軽減する措置で、軽減した分の金額を北海道が4分の3、町が4分の1をそれぞれ負担するものです。

【表3】収支の状況

収入

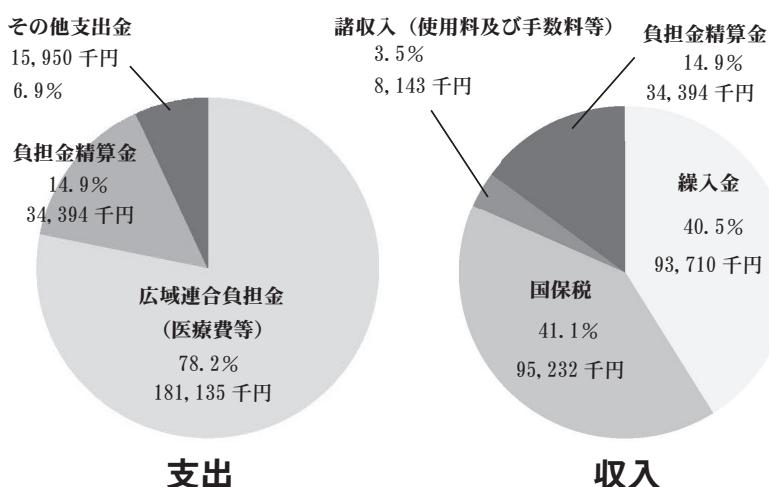
(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 国民健康保険税	96,640	93,030	95,232
2. 繰入金	65,983	94,685	93,710
(1) 基準内繰入金	39,555	42,955	41,264
①保険基盤安定 (保険税軽減分)	18,833	18,557	17,714
②保険者支援制度	3,566	3,342	3,353
③財政安定化事業	6,905	5,246	5,359
④出産育児一時金	1,347	1,399	1,772
⑤職員給与等	8,854	14,411	13,066
(2) 基準外繰入金	26,478	51,730	52,446
3. その他の収入	29,657	11,944	42,537
負担金精算金	23,054	5,315	34,394
広域連合支出金他	6,603	6,629	8,143
計	192,280	199,660	231,479

支出

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4. 広域連合負担金	153,799	183,773	181,135
医療費分	147,273	178,580	176,683
事務費分	6,526	5,193	4,452
5. その他支出	38,481	15,887	50,344
負担金精算金	23,054	5,003	34,394
広域連合支出金他	15,427	15,887	15,950
計	192,280	199,660	231,479



(H 24)

平成24年度は約1,771万円の繰入をしています。

② 保険者支援制度繰入金

所得の低い世帯数に応じて、一定の割合で配分される制度です。所得の低い世帯が多い市町村は、国保税の全体額が下がり、それだけ収入額が低くなっています。その足りない分を国が半分（4分の2）、北海道と町で4分の1ずつを負担して補います。

平成24年度は約335万円の繰入をしています。

③ 財政安定化事業繰入金

「高齢者の割合が多い」「所得の低い世帯が多い」など特別な事情で運営が厳しい町に対し、国から支援されるものです。

平成24年度は約536万円の繰入をしています。

※負担金精算金

国保の加入者の町民の方が出産をしたときに支払われる出産育児一時金（1件につき42万円）の3分の2の金額を一般会計から繰入れるものです。

平成24年度は約177万円の

④ 出産育児一時金繰入金

広域連合に支出している負担金は、各年の医療費の見込みによつて金額が決められますが、実際にその年の医療費が見込みよりもかかつたりするので、広域連合へ追加で負担金を支出したり、精算金として翌年度に返金されます。

※平成24年度の精算金として、平成25年度中に約5,153万円の返金が予定されているので、平成24年度の実質の赤字額は基準外繰入金約5,244万円から精算金約5,153万円を引いた90万7千円となります。

繰入をしています。

⑤ 職員給与等繰入金

国保事業の運営に関わっている職員給与（広域連合職員分含む）などの経費を一般会計から繰入れるものです。

平成24年度は約1,307万円の繰入をしています。

⑥ 地方税等繰入金

これらの中でも最も多い

金額となっています。

3. その他の収入

預金利子や延滞金収入、広域連合負担金の精算金（※）など

の収入があります。

支出の状況は？

（2）基準外繰入金

基準内繰入金以外のものを基準外繰入金といいます。

これは、加入者の町民の皆さんに負担していただいている国保税と基準内繰入金で足りない収入の赤字の補填分として一般会計から繰り入れているもので

4. 広域連合負担金

支出については、次の2つに大きく分けることができます。

広域連合負担金以外の支出について、国で進めている特定健診の経費や職員給与などの人件費などがあります。

このように、国保税以外に一般会計から基準内繰入金のほか、基準外の繰入金も使い、町の国保財政の收支のバランスをとっていますが、町全体での歳入予算は限られますので、一般会計から基準外繰入を行うこと

は、一般会計予算の支出を増やし、一般会計予算を圧迫することに繋がります。

国保事業の運営は、【図1】のよう

す。

平成24年度は約5,244万円を繰り入れており、7つある町の特別会計の中でも最も多い

金額となっています。

平成24年度は、約1億8,

113万円の支出となつてい

て、国保会計支出全体の78.2%

を占めており、このような高い

割合となつてているのは、ここか

ら積丹町の医療費等を支出して

いるためです。

5. その他の支出

村で後志広域連合を設立し、国保事務事業に係る国・道・町が負担する収入・医療費支出事務の共同処理を行つています。

平成24年度は、約1億8,

113万円の支出となつてい

て、国保会計支出全体の78.2%

を占めており、このような高い

割合となつてているのは、ここか

ら積丹町の医療費等を支出して

いるためです。

【図1】医療費の負担区分

医療費			自己負担分
(保険者負担分)			
国保税 (50%)	国の負担金 (41%)	道の負担金 (9%)	
※国保税軽減分の一部を町で負担している			

しかし、前述のとおり、赤字補填の額が大きくなると一般会計の予算にも大きな影響がで

します。

町の財政状況や国保税の収入の割合などを考えた上で、今後の国保財政の運営をしていかなければなりません。

赤字補填減らすには？

赤字補填を減らすための方策として次の3つの方が挙げられます。

① 「国保税収納率の向上」

滞納は不公平

国保税は、国保事業を運営するための貴重な財源です。これが滞納となつて収入されないと、きちんと納めている人との間に不公平が生じるだけな

く、国民健康保険制度の運営自体ができなくなつてしまいま

保険証有効期限が滞納額によつて1年、6ヶ月、3ヶ月と短くなる短期保険証交付の対象となり、それでも滞納が改善されなければ保険証の代わりに被保険者資格証明書が発行され、医療機関での窓口負担が3割ではなく医療費の全額となり、後日申請して7割分の払い戻しを受けなければいけないなどの不利益な状況にもなつてしましますのでご注意ください。

町では、納付期限どおりに納められない事情がある方などを対象に、納付についての相談も

【図2】積丹町の国保税滞納額
(24年度決算)

H24滞納額	累積滞納額
1,115万円	4,129万円
5,244万円	

【表4】後志管内20市町村の医療費、国保税額の比較（平成23年度）

総医療費

保険者名	金額（単位：千円）
小樽市	10,771,999
余市町	1,759,368
岩内町	1,173,776
俱知安町	996,792
共和町	559,195
蘭越町	452,533
古平町	439,334
仁木町	422,026
ニセコ町	352,500
寿都町	317,109
積丹町	288,887
京極町	246,644
黒松内町	226,096
喜茂別町	183,923
真狩村	182,679
島牧村	181,778
泊村	161,810
留寿都村	141,394
赤井川村	96,445
神恵内村	90,547

一人あたりの医療費

保険者名	金額（単位：千円）
古平町	346
寿都町	315
小樽市	315
神恵内村	299
黒松内町	295
泊村	292
仁木町	291
余市町	286
島牧村	282
岩内町	276
共和町	266
積丹町	265
蘭越町	264
赤井川村	259
京極町	254
俱知安町	233
喜茂別町	231
留寿都村	210
ニセコ町	206
真狩村	197

一人あたりの国保税

保険者名	金額（単位：円）
真狩村	93,271
留寿都村	92,541
京極町	81,287
共和町	80,026
仁木町	72,096
俱知安町	68,255
余市町	66,006
ニセコ町	65,764
岩内町	64,994
積丹町	63,723
小樽市	62,041
島牧村	60,638
泊村	60,558
寿都町	59,829
古平町	58,994
赤井川村	57,102
神恵内村	56,253
蘭越町	56,188
黒松内村	55,274
喜茂別町	44,860

累積滞納額は5,244万円となつております。24年度分の滞納額だけでも1,115万円と1年間で1千万円を超える額となっています。

滞納額の縮減と毎年度の国保税の収納率の向上は、健全な国

【図2】

のように国保税の

累積滞納額は5,244万円となつております。

と、きちんと納めている人との間に不公平が生じるだけな

く、国民健康保険制度の運営自

体ができなくなつてしまいま

随時受け付けていますのでご利用ください。

世帯となっています。

このように、低所得者世帯が多い積丹町の国保会計においては、適正な「給付と負担のバランス」による国保財政を維持することはとても難しい実情にあります。

②. 「国保税の税率の見直し」 —「負担と給付」の均衡—

国保税の収入を増やす方法としては税率の見直しをして、赤字の部分を加入者の皆さんに応分の負担をしていただくことが考えられます。

日本の公的医療保険制度では自己負担分以外の医療費を国保税と公費で半分ずつまかなうものですから、医療費が増えれば加入者の町民の皆さんの負担も増える「給付と負担のバランス」を基本としています。

しかし、赤字の部分を国保税だけで解消するとなると、税率を大幅に引き上げる見直しをしなければなりません。

また、町では低所得者世帯の負担の軽減対策として、国保税を7割・5割・2割と段階的に本来の国保税より負担を軽くする軽減措置を行っています。その対象となっている世帯は積丹町の国保加入者世帯の55%を超え、加入者の大半が所得の低い

な、後志管内20市町村の一人当たりの国保税額等の比較は前頁の【表4】のようになります。

③. 「医療費を抑える」

前に述べた2つは収入を増やし、赤字を減らすという考え方です。もう一つの考え方として、今度は支出を減らすという方法、つまり、医療費を減らすということを考えることができます。

平成23年度の後志管内20市町村の医療費の比較は【表4】のとおりです。

例えば、同じ病気で複数の病

院にかかることにより増える医療費や、医療の高度化による医療費の高額化（がん治療や糖尿病治療など）により増える支出は、国保財政の運営を厳しくさ



▲様々な保健事業を利用し、健康の維持を

【表5】特定健診受診率の比較

保険者	対象者数	受診者数	受診率
後志広域連合	12,743人	3,465人	27.19%
積丹町	741人	135人	18.22%

国民健康保険特別会計の悪化についても財政健全化法の適用対象となるため、町民の皆さん人当たりの国保税額等の比較は前頁の【表4】のようになります。一度に、赤字の部分すべてを解消することは難しくても、他の市町村との比較や、現在の負担税率が適切なのかについても、他の市町村との比較や、現

国民健康保険を維持するため

いてを一般会計からの繰入に頼つてはいるという現状を踏まえて検討していく必要があります。

前述のとおり、町民の皆さんに協力をいただき、医療費を抑えることはできます。糖尿病、高血圧などの生活習慣病から起るがんや脳卒中などの病気を予防するため、日頃から規則的な生活習慣を送り、健康に過ごすことが重要です。

毎年度の健全な国保会計を維持し、町の財政全体の収支の健全性を維持していくためには多くの課題がありますが、町民の皆さんと一緒に自分の町の課題解決への取組みをしつかり進めて行く必要があります。

毎年度の健全な国保会計を維持し、町の財政全体の収支の健全性を維持していくためには多くの課題がありますが、町民の皆さんと一緒に自分の町の課題解決への取組みをしつかり進めて行く必要があります。

町予算の執行状況を公表

平成25年9月30日現在

平成25年度上半期（4月1日～9月30日）の町予算の執行状況をお知らせします。

皆さんのが納めた税金や国や道からの交付金など、お金がどのように出入りしているかなど、町の財政状況を正しく理解してもらうために公表するものです。

一般会計

歳入歳出予算額 25億3,368万4千円

<現年度予算額> 24億4,788万4千円 <繰越明許費> 8,580万円

歳入

収入済額 15億5,162万円

<現年度分> 15億4,350万円

<繰越明許費> 812万1千円

歳入科目		予算額	収入済額	収入率
現年度分	町税	1億6,028万2千円	1億30万7千円	62.58%
	分担金及び負担金	3,828万3千円	824万2千円	21.53%
	使用料及び手数料	4,468万3千円	2,132万2千円	47.72%
	その他の	1億107万3千円	1億6,378万7千円	162.05%
	計	3億4,432万1千円	2億9,365万8千円	85.29%
依存財源	地方交付税	16億4,000万円	11億8,998万8千円	72.56%
	国・道支出金	1億8,914万3千円	3,742万1千円	19.78%
	町債	2億1,370万円	0円	0.00%
	その他の	6,072万円	2,243万3千円	36.94%
	計	21億356万3千円	12億4,984万2千円	59.42%
小計		24億4,788万4千円	15億4,350万円	63.05%
繰越明許費		8,580万円	812万1千円	9.47%
合計		25億3,368万4千円	15億5,162万円	61.24%

歳出

歳出済額 8億3,223万1千円

<現年度分> 8億2,691万8千円

<繰越明許費> 531万3千円

歳入科目		予算額	支出済額	執行率
現年度分	議会費	5,604万9千円	2,642万4千円	47.14%
	総務費	7億9,931万4千円	1億6,039万1千円	20.07%
	民生費	3億5,773万円	1億5,674万円	43.82%
	衛生費	1億2,343万3千円	4,081万6千円	33.07%
	労働費	1,064万7千円	426万4千円	40.05%
	農林水産業費	1億4,732万9千円	4,553万4千円	30.91%
	商工費	7,008万6千円	3,361万5千円	47.96%
	土木費	1億6,219万5千円	2,339万2千円	14.42%
	消防費	1億6,602万4千円	8,322万4千円	50.13%
	教育費	2億5,039万6千円	9,671万5千円	38.62%
	災害復旧費	11万5千円	5千円	4.35%
	公債費	3億376万6千円	1億5,554万7千円	51.21%
	諸支出金	40万千円	25万1千円	62.75%
	予備費	40万円	0	0.00%
小計		24億4,788万4千円	8億2,691万8千円	33.78%
繰越明許費		8,580万円	531万3千円	6.19%
合計		25億3,368万4千円	8億3,223万1千円	32.85%

特別会計

特定の事業を行うため、条例に基づいて設置するもので、一般会計の歳入・歳出と区分して経理するための会計です。

会計別	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
簡易水道事業	1億4,994万5千円	2,236万1千円	14.91%	7,441万8千円	49.63%
国民健康保険事業	事業勘定	1億7,957万1千円	3,875万2千円	21.58%	9,813万9千円
	直診勘定	8,038万6千円	1,529万5千円	19.03%	3,528万1千円
下水道事業	5,705万6千円	518万6千円	9.09%	2,546万2千円	44.63%
介護福祉サービス事業	4,134万1千円	818万8千円	19.81%	1,549万3千円	37.48%
産業交流雇用対策推進事業	1億9,317万2千円	6,110万9千円	31.63%	9,376万2千円	48.54%
後期高齢者医療	3,977万8千円	1,003万4千円	25.22%	1,060万5千円	26.66%
合計	7億4,124万9千円	1億6,092万5千円	21.71%	3億5,316万円	47.64%